

令和8年度「児童福祉月間」実施要項

1 趣 旨

本県では、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現に向け、「福島県こどもまんなかプラン」に基づき施策を進めている。

その施策の一環として5月を「児童福祉月間」と定め、県民に一層の児童福祉の理念の普及・啓発を図るとともに、県、市町村、学校、企業、家庭、地域などが一体となってこどもの健全育成や子育て支援のための多角的な取組を展開する。

2 実施期間

令和8年5月1日（金）から5月31日（日）までの1か月間

3 月間テーマ

いこうぜ！みんな キラキラのあしたへ ゴーゴゴー！

4 主 唱

福島県、社会福祉法人福島県社会福祉協議会

5 協力機関・団体

福島県教育委員会、福島県警察本部、福島県市長会、福島県町村会、福島県女性団体連絡協議会、福島県子ども会育成会連合会、福島県児童館連絡協議会、福島県里親連合会、福島県手をつなぐ親の会連合会、福島県公民館連絡協議会、日本赤十字社福島県支部、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構、福島県青少年団体連絡協議会、福島県地域活動連絡協議会、福島県民生児童委員協議会

6 運動の重点項目

こどもの健やかな成長と自立を推進するため、次の内容を中心に運動を展開する。

(1) 児童福祉の理念の普及

少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待やヤングケアラー問題、インターネットやSNSの普及によるこどもへの悪影響など、こどもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、次世代を担うこどもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な課題であるとの認識の下に、全てのこどもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、その心身の健やかな成長・発達、自立が図られることなどを保障される権利を有するとともに、社会のあらゆる分野において、年齢や発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先されとした児童福祉の理念の普及に努める。

このため、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も

含め、社会全体によるこども及び子育て家庭への支援について、マスコミ、民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

(2) 家庭における親子のふれあい促進

こども自身の不安や悩み、こどもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通じて親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

(3) 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などでこどもに遊びを提供し、こどもが異年齢集団の中での遊びや、こどもの意見を踏まえた文化体験活動、社会参加活動を通じて自主性、社会性及び創造性を高めるように努める。

(4) こどもの居場所づくりの推進

「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、どんな環境に生まれ育ったとしても、誰一人取り残さず、全てのこどもが自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）でいられる社会の実現を目指し、こどもの意見を聴き、こどもの視点に立ったこどもの居場所づくりを進める。

(5) こども・子育て支援等の理解促進

保育所や認定こども園等の教育・保育施設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業の取組を積極的に広報し、子育て世帯への情報提供や相談支援に努める。

また、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行うために市町村が設置するこども家庭センターの取組等についても広く情報提供に努める。

(6) 児童虐待への適切な対応

児童虐待に適切に対応するため、市町村、児童相談所、保健福祉事務所、市町村保健センター、警察等の関係行政機関はもとより、医療機関、児童福祉施設、学校、社会福祉協議会、更には地域住民、民生委員・児童委員、主任児童委員、里親、民間団体（NPO）等が力を合わせて、虐待のない社会を目指していく。

また、県民一人一人が児童虐待について理解を深めるよう、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図る。

(7) 障がい等の有無に関わらずこども同士がふれあえる機会の促進

障がい等の有無に関わらず、すべてのこどもが自分らしく健やかに育ち、その家族も安心して過ごせる地域を目指すとともに、こどもに障がい等があっても、あらゆる

活動に参加できる仕組み作りに努め、障がいのある子どもも障がいのない子どももお互いにふれあえる機会を促進する。

(8) 児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）の普及啓発

平成6年に批准した「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」の普及に努める。

7 各種団体の月間行事

(1) 県における事業

ア こいのぼり掲揚式

イ 各種広報等による啓発

(2) 市町村関係機関・団体においては、月間の趣旨に沿って適宜効果的な事業を実施する。